

薬事法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>劇薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一〇五の二十三（略）</p> <p>五の二十四（略）</p> <p>(1)〽(3)（略）</p> <p>(4)  </p> <p>ベンズ「c・f」イミダゾ「一・五―a」アゼピン塩酸塩</p>	<p>別表第三（第二百四条関係）</p> <p>劇薬</p> <p>生薬、動植物成分及びそれらの製剤（略）</p> <p>生物学的製剤及び抗菌性物質製剤（略）</p> <p>無機薬品及びその製剤（略）</p> <p>有機薬品及びその製剤</p> <p>一〇五の二十三（略）</p> <p>五の二十四（略）</p> <p>(1)〽(3)（略）</p> <p>（新設）</p>

として○・○五%以下を含有する点眼剤

五の二十五〜八の二 (略)

八の三 | イオフルパン  
(<sup>123</sup>I)

八の四〜八の六 (略)

九〜三十六の二十九 (略)

三十六の三十 | 二 | (三・五)ジクロロフェニル | 一・三 |  
ベンゾオキサゾール | 六 | カルボン酸 (別名タフアミジス)  
、その塩類及びそれらの製剤

三十六の三十一〜三十六の三十四 (略)

三十六の三十五 | 四 | 一 (一R) | 一 | 二 | 「(六 | 一 | 二 | 一 | 二 |  
・六)ジクロロベンジル)オキシ」エトキシ」ヘキシル)ア  
ミノ」 | 一 | ヒドロキシエチル」 | 二 | (ヒドロキシメチル  
)フェノール (別名ビランテロール)、その塩類及びそれら  
の製剤。ただし、一個中四 | 一 (一R) | 一 | 二 | 「(六 | 一 | 二 |  
一 | 「(二・六)ジクロロベンジル)オキシ」エトキシ」ヘキ

五の二十五〜八の二 (略)

(新設)

八の三〜八の五 (略)

九〜三十六の二十九 (略)

(新設)

三十六の三十〜三十六の三十三 (略)

(新設)

シル) アミノ]—|—|ヒドロキシエチル]—|—| (ヒドロキシメチル) フェノールとして二五μg以下を含有する吸入剤を除く。

三十六の三十六 (略)

三十七〜六十二の十六 (略)

六十二の十七 |トラスツズマブ| エムタンシン及びその製剤

六十二の十八〜六十二の二十 (略)

六十三〜七十四 (略)

七十四の二 |パルミチン酸 (九RS)|—|三—|—|二—|—|四—|—|六—|—|フルオロ—|—|二—|—|ベンゾイソキサゾール—|—|三—|—|イル) |ピペリジン—|—|イル| エチル]—|—|二—|—|メチル—|—|四—|—|オキソ—|—|六・七・八・九—|—|テトラヒドロ—|—|四H—|—|ピリド]—|—|一・二—|—|a—|—|ピリミジン—|—|九—|—|イル (別名パリペリドン |パルミチン酸エステル) 及びその製剤

七十四の三 (略)

三十六の三十四 (略)

三十七〜六十二の十六 (略)

(新設)

六十二の十七〜六十二の十九 (略)

六十三〜七十四 (略)

(新設)

七十四の二 (略)

七十五〜百三十六  
(略)

七十五〜百三十六  
(略)